

第2章 人権施策の目標

1 人権施策の基本理念

本県は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 指針の性格

(1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、県民をはじめNPOや企業、市町村などに対して県の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。

(2) 県の総合計画である「5か年計画」を踏まえるとともに、県の部門別計画等と密接に関連を持ったものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」第5条に規定される地方公共団体の責務として県が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

3 目標年次等

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2012（平成24）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

推 進 指 標	平成22年度	平成33年度
人権尊重の意識が10年前と比べて高まっていると感じる人の割合	46.3%（*）	60%以上

（*）平成22年度人権に関する意識調査